

2013 春号

九段会計通信

発行：九段会計事務所

東京都千代田区九段南4-3-1 滝ビル3F

電話：03-3222-5271

5月も半ばに入り、まだ朝晩は冷え込んでいますが、日中は暖かい日が随分と増えてきました。最近では、運動不足気味なので健康のためにも、少し体を動かしていきたいです。

何事も体が資本ですからね！
それでは、「九段会計通信2013春号」を配信致します。

いつも九段会計事務所をご愛顧いただき、また九段会計通信をご愛読いただき誠にありがとうございます。



目次

- ・代表高木の「日々は勉強！」
- ・今号の税務トピックス
【平成25年度税制改正】
- ・精神障害の労災認定基準
- ・スタッフコラム
【マイホーム購入にかかる税金】
- ・新入所員紹介
- ・編集後記

代表高木の「日々は勉強！」

九段会計事務所 代表 税理士 高木 功治

実は私12年前から、ひどい花粉症です

2月下旬から始まった今年の花粉症、昨年の7倍の飛散量の威力に圧倒されました。特に会計事務所の一大イベント3月の確定申告時期に重なるため地獄の苦しみでした。それでも何とか薬を飲みながら仕事を続け、ようやくゴールデンウィークが過ぎた辺りで終わりを迎えました。これで安心です！

花粉の時期は、一年で一番素敵な季節なのに・・・花粉が恨めしい！



話は変わり、先日藤田晋さんの「起業家」を読みました。日本のIT企業の中で最も有名な会社の一つであるサイバーエージェントという大きな組織で、藤田社長が悩みと不安の中、一人で自分との戦いを続けてきた記録でした。

弊社も10人そこそこの小さな組織ですが、常に迷いや不安の中で色々な事柄を意思決定していかなければならず、この本を読んでいる間は共感と気付きの連続でした。

藤田社長は終身雇用、新卒採用、社員を大切に、愛社精神、など日本の経営を目指されています。バブル崩壊後、日本経済もその経営の価値観が大きく変化し、成果主義、能力主義などがもてはやされました。

結果的に成果が表れず軌道修正している企業も少なくありません。私も人を大切にしている組織を目指すという事は全く同感です！

当然、社長のタイプで、どの方法が一番良いかは異なりますが、私は藤田社長と同じ価値観を感じました。社長は孤独です。最後は覚悟を決めてぶれない軸を持つしかないと思いついて気付けさせてくれました。



そんな中で、我々が日々対峙している日本経済はどうでしょう。

世の中、アベノミクス効果で円安、株高、そして雰囲気まで少し明るさが出てきました。ただし、实体经济の勢いは未だ見られず、期待先行の感が

否めません。夏以降に円安による輸出の改善が見られるかどうか、一つのカギになりそうです。
 しかし、我々中小零細企業まで効果が及ぶには一年位はかかるため、まだまだ厳しい環境は続きそうです。
 我々も顧問先様のお力になれるよう頑張ります！



代表 税理士・高木功治

今号の税務トピックス
 九段会計事務所 税理士 分田 真
**平成25年度税制改正の
 主な改正項目**

3月29日、平成25年度税制改正法が参議院で可決成立し、政省令とともに30日付で公布されました。

法人課税関係では、景気対策の一環で、生産等設備投資促進税制や所得拡大促進税制が新設され、既存のグリーン投資減税や研究開発税制の拡充と合わせて、本年4月1日開始事業年度から適用されることとなりました。

また、所得税や資産税関係では、再分配機能の回復を図るため、最高税率や税率構造の見直し等が実施されることとなりました。これらはいわゆる抜本改革項目で、平成27年から適用されることとなります。
 今回はこの改正事項について、ご案内させていただきます。



【個人所得課税】

所得税では最高税率の見直しや日本版ISAの拡充、金融所得課税の一体化、住宅ローン控除の拡充がされることとなりました。
 具体的項目については、下記のとおりです。

1 最高税率の引き上げ（課税所得4000万円超 45%）

2 利子所得等の課税方式変更

- ・ 特定公社債利子 20%の申告分離課税（申告不要と選択可）
- ・ 特定公社債利子 上場株式等の譲渡損失との損益通算可能
- ・ 同族会社役員等が引き受けた同族会社発行の公社債利子の総合課税化
- ・ 株式等の譲渡所得の分離課税について上場等と非上場等とを別課税へ
- ・ 法人への利子割の源泉廃止、法人の利子割控除制度廃止
- ・ 上場株式等の配当・譲渡所得の軽減税率は平成25年12月31日で廃止

3

- ・ 日本版ISA（非課税口座内配当・譲渡の非課税措置）の見直し
- ・ 口座開設期間を10年間（平成26年1月1日～平成35年12月31日まで）へ延長
- ・ 非課税期間は、非課税管理勘定を設けた日から5年間
- ・ 各年分の非課税管理勘定の受け入れは100万円が上限
- ・ 他の年分の非課税管理勘定から移管可能

4

- ・ 住宅税制の拡充
- ・ 平成29年12月31日（省工事は平成27年12月31日）まで適用延長
- ・ 最高控除額を一般住宅年40万円、認定住宅年50万円へ引き上げ
- ・ 住民税の住宅ローン控除適用の拡充

5 その他

- ・いわゆる措置法26条の適用対象者から、その年の医業および歯科医業に係る収入金額が7000万円を超える者を除外(法人税も同様の措置)
- ・電子申告による初年度控除は、適用期限をもって廃止



【資産課税】

資産課税では、相続税の基礎控除の引下げと税率構造の見直し、贈与税の税率構造の見直しなどの抜本改革と、教育資金の一括贈与に係る非課税制度の創設、事業承継税制や小規模宅地特例の見直しが行われることとなりました。具体的項目については、下記のとおりです。

1 相続税、贈与税の見直し

- ・相続税の基礎控除、税率構造の見直し
基礎控除：3000万円+600万円×法定相続人の数
税率：2億円以下40%、3億円以下45%、6億円以下50%、6億円超55%
- ・小規模宅地等の見直し
特定居住用宅地等の適用対象面積を330平米へ
- ・介護を必要とする老人ホーム入所は、適用対象に

2 事業承継税制

- ・未成年者控除額、障害者控除額の引き上げ
- ・贈与税の税率の見直し
- ・相続時精算課税制度の受贈者に20歳以上の孫を加え、贈与者の年齢を60歳以上へ
- ・30歳未満の者に対する教育資金の贈与税非課税措置
- ・日本国籍のない外国居住者が、日本居住者から相続等により取得した国外財産を課税へ

3 登録免許税の軽減、軽減措置の延長

- ・非上場株式等に係る相続税等納税猶予制度につき、親族以外の者も対象者へ

4 印紙税の見直し

- ・不動産譲渡契約書に係る印紙税の適用期限を5年延長し、さらに税率を一部引き下げ
- ・金銭受領書の受取金額が5万円未満について印紙税を課さない

5 サービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る減額措置の延長

- ・固定資産税の減額措置の2年延長
- ・一定の新築に係る不動産取得税の特例措置の2年延長



【法人課税】

法人課税では、生産等設備投資促進税制や所得拡大促進税制の創設、研究開発税制やグリーン投資減税の拡充、中小企業の交際費課税の拡充が行われることとなりました。土地売買の所有権移転登記等の軽減税率や不動産譲渡契約等の印紙税特例など、税制改正大綱で延長等が予定されていた項目についても、大綱どおりに延長、拡充等されたこととなります。具体的項目については、下記のとおりです。

1 投資と雇用に関する税制措置

- ・生産等設備取得による30%特別償却(3%税額控除)
- ・雇用者給与の増加額に応じた10%税額控除
- ・経営改善計画による投資につき30%特別償却(7%税額控除)
- ・試験研究費に係る特別控除の拡充
- ・環境関連投資促進税制の見直しと2年の適用延長
- ・雇用促進税制の税額控除額引き上げ(所得税も同様)
- ・中小企業技術基盤強化税制等の税額控除額引き上げ
- ・中小法人の交際費等につき、10%損金不算入措置を廃止、800万円まで損金算入可能



税理士・分田 真



・医療用機器等の特別償却制度の対象機器見直しと2年の適用延長
 ・サービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る割増償却を3年延長し、適用額を一部引下げ
 ・所得税額控除計算につき、公社債の利子等の所有期間按分を廃止し、全額控除へ
 減税となるもの、増税となるもの、それぞれございますので、個人としてはどうなるのか、会社としてはどうなるのかを一度シミュレーションされると宜しいかと思えます。
 ご不明な点等ございましたら、お気軽にご相談下さい！

精神障害の労災認定基準

九段会計事務所 矢合 真弓

厚生労働省が平成23年12月に「心理的負荷による精神障害の認定基準」を新たに定め、これに基づいて労災認定が行われることになりました。

厚生労働省ではパンフレットを作成し、特に精神障害(自殺)の労災認定の考え方を表しました。

精神障害の労災認定要件は、以下の3つです。
 認定基準の対象となる精神障害を発病していること

認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること
 業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと

の要件に当てはまり、医師に精神障害を発病していると診断され、その要因が業務以外には無いとされれば労災と認定される危険性が高まります。

そのため、もつとも経営者として注意しなければならぬのが、「業務による強い心理的負荷を与えているか」です。それには、長時間労働も含まれます。

発病直前の1か月におおむね160時間を超

えるような残業がある場合は、ほぼ労災と認定されるようです。

また、どのような出来事が、どれくらいの負荷か、【強、中、弱】で表されており、中ものが複数あっただけで、と認定されてしまう場合があります。

例えば、「ノルマが達成できなかった」、「顧客や取引先からクレームを受けた」も中に当たります。この両方があると、に該当し、労災認定のリスクが高まることとなります。

そのほか、配置転換や転勤、新規事業の担当、会社の立て直しの担当も中と表されるようです。

中小企業の経営者の方々の多くは、これらのことを歯を食いしばってやってきて、現在成長されているため、思わず、「これくらいいやらしい人としても成長できない」と思ってしまうが、そこはきちんと従業員の方の心理状況を把握しないと、大変なことになるかもしれません。

上記のような問題は、中小企業のみならず、大手企業でもあり、報道が世間を騒がせることが多々あります。

ご存知の方も多いかと思いますが、居酒屋チェーンのワタミフードサービスで働いていた26歳の女性社員が入社2か月後に自殺したことについて、平成21年には労基署が自殺の原因は仕事の原因とは認めなかったものが、平成24年2月、労災と認定されました。

最近はまっている
完熟トマトジュースです!
健康にもお肌にもいいので
お勧めです!



マネージャー・矢合真弓

働き盛りの若い方が亡くなられたり、重度の障害になった場合、民事での損害賠償額は1億を超えることがあります。そんな額を請求されるのは、中小企業はその時点で潰れます。会社がつぶれるということは、社長自身ももちろん、社長のご家族、従業員、従業員のご家族、そして取引先までも巻き込む形になり、誰も得をしません。

会社のためにも、ご自身のためにも、一度就業規則を見直し、従業員が精神障害になった場合のケアは大丈夫か、そして、そうならないための対策は万全か、ご確認いただければ幸いです。

私たち自身もこの危険を感じているので、専門家の先生のアドバイスをいただきながら、様々な取り組みをしているところです。対策をしたけれど、どうすればいいかわからない場合は是非ともご相談下さい!一緒に会社に合った方法を考えましょう!

スタッフコラム 「マイホーム購入にかかる税金」

九段会計事務所 沼辺 勇樹

昨年、三十路になった私の周りでは、二つの単語が頻繁に飛び交うようになりました。「結婚」と「マイホーム」です。

素敵な響きと捉える人もいれば、心が重くなると感じる人もいます。私がどちらに感じるかは置いといて、最近になってマイホームを購入した友人達から、マイホーム購入の際に発生する税金について質問を受けます。漠然と税金がかかるという認識だけがあるため、どれくらい税金が発生するのか、皆不安のようです。嫉妬から、莫大な税額を通知して脅かしてやりたい気持ちもあったのですが、職業倫理が邪魔をして、懇切丁寧に試算をしてあげました。前置きが長くなりましたが、今回はマイホームを購入した場合に生じる税金についてお話ししたいと思います。



マイホームの購入で発生する税金は全部で3種類。印紙税、登録免許税、不動産取得税です。どれくらい課税されるのかわかりやすくするため、例を挙げて説明します。

(例)分譲住宅(床面積180平方メートル)で、土地1500万円、建物2500万円の場合

1 印紙税

契約金額が土地と建物で4000万円ですので、15000円となります。印紙は不動産購入の売買契約書に貼付します。

2 登録免許税

土地と建物の所有権の移転登記にかかる税金です。前提として土地の固定資産税評価額を購入金額1500万円の7割に相当する1050万円、建物の固定資産税評価額を購入金額2500万円の8割を原価としてその6割に相当する1200万円とします。

(イ)土地

1050万円×税率(15/1000) = 157500円

(ロ)建物

1200万円×税率(3/1000) = 36000円

(ハ) (イ) + (ロ) = 193500円

3 不動産取得税

不動産の取得にかかる税金です。前提として、固定資産税評価額は2と同様とします。また、土地の面積は120平方メートルとします。

- (イ) 土地
 - ・ 計算式
 - (土地の固定資産税評価額 × 1 - 2 × 税率 3%) - 控除額
 - ・ 控除額
 - (a) 45000円
 - (b) 土地1平方メートルあたりの課税標準 × 住宅の床面積 × 2 × 3%
 - (c) (a)と(b)のどちらか大きい方
 - (注) (b)について
 - 土地1平方メートルあたりの課税標準となるべき価額
- ・ 税額
 - 1050万円 ÷ 120平方メートル × 87500 × 180平方メートル × 2 × 3% = 945000円
- (ロ) 建物
 - ・ 計算式
 - (住宅の価格 - 控除額) × 3%
 - ・ 控除額
 - 1200万円
 - ・ 税額
 - (1200万円 - 1200万円) × 3% = 0円

結論、印紙税15000円 + 登録免許税193500円 = 208500円が課税される税金となります。不動産価格が大きいので、少額に感じる方もいらっしゃるかもしれませんが、無視できない出費です。

これから、マイホームの購入を検討される方は、税金も考慮して計画されるのがよろしいかと思えます。



九段会計・沼辺 勇樹

新入所員紹介

猪俣 優佳 (いのまた ゆか)

今年2月より九段会計事務所に入所致しました猪俣 優佳 (いのまた ゆか) と申します。

山口県で生まれ、東京都練馬区で育ちました。山口には1歳の時までしかいなかったのですが、味覚は薄味好きらしく未だに東京のうどんだけは食べられません…。

三度のご飯より甘いものが大好き。それが高

じてお菓子作りが趣味になりました。

まだまだ若輩者ではありますが、皆様に笑顔と元気を与えられるよう日々精進して参りますので、どうぞよろしくお願ひ致します。



九段会計・猪俣 優佳

編集後記

九段会計事務所 本田 裕介

九段会計事務所へ入社して、早いもので7ヶ月が経ちました。

現在、通勤に小一時間(正確には一時間半)ほどかけ、半ば毎日小旅行状態で通勤しております。

流石に遠いと入社3日で気付きましたが、あれあれよと今日まで来てしまいました。



Twitterやっています!
kudankaikai

facebookやっています!
「九段会計事務所」

～九段会計事務所～

今号も九段会計通信をご購読いただき、誠にありがとうございました。
次回夏号もご期待下さいませ。



九段会計
編集担当・本田

しかし、念願であった引越がようやく決まり、通勤時間も半分とまでは言いませんが、約50%OFFに！家賃は %UPですが・・・
時間をお金に変えることはとても難しいですが、限られた時間を有効に使えるよう、これからは、お金を時間に変える手段を日々模索していきたいと思っております。



photo by tyakkure in Kagoshima



チラシご持参の方ディナータイム10%off
ネパール・インド レストラン & バー **スバ**

中野南口店
中野区中野2-28-1
ブロスベア中野1F
TEL:03-3229-4555
<http://www.subha.co.jp/index.htm>

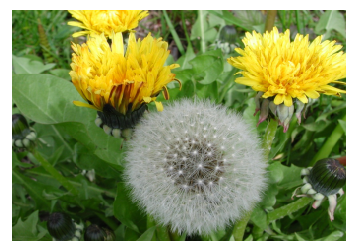
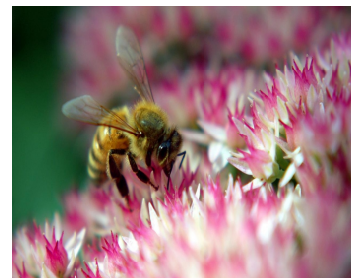
梅酒 044-766-1001

千倍屋商店 まで!

日本酒の味を想う

蔵元さんも参加しています!

<http://www.jpsake.info/>



スマートフォンを会社のビジネスに活かす!!

facebookページ制作

スマートフォン専用ホームページ制作
開発・デザイン・運用いたします



◆わたせせいぞろモバイル◆



◆サッカークジ twitoto◆

携帯・スマホの公式サイト・アプリ開発実績に基づき、お客様のニーズに合わせて制作いたします。お気軽にお問い合わせ下さい。

株式会社 オンマクワークス
東京都新宿区新宿 2-11-2 カーザヴェルデ 801
TEL: 03-5919-1419 〒160-0022
http://www.onmac-wk.com/

企画・デザイン・試作から筐体設計まで
総合的な開発業務を行っています。

工業力学
から生まれた
高性能オーバー
オリジナル製品

楽しく! 便利に!
簡単に!



こだわりのこの形に

unlimit 有限会社 アンリミット・ジャパン

〒206-0014 東京都多摩市名田 1154-1 多摩ファイブプラザビル 2F
TEL 042-355-7110 FAX 042-355-7118
http://www.unlimit-j.co.jp

お米の生パスタ工房
かくれん穂

毎日お店のバスタマシンで、
1つ1つ丁寧に米の生穂を
手作りしています。
ヘルシーで腹持ちが良く、
ふいふいツルツルもっちりもちの
新食感♪
パスタ390円から!



東京都荒川区町屋2-2-20
斉藤ビル2階
(千代田線町屋駅徒歩1分)

これさえ知っておけばOK!

プライバシーマーク 取得ガイドブック

まずは
ご連絡ください

コンサルタント紹介



池田 昌史
株式会社 エム・ソフト
プライバシーマーク 認定
プライバシーマーク 認定
プライバシーマーク 認定
プライバシーマーク 認定

株式会社 エム・ソフト
設立 2005年
資本金 2,000円
代表取締役 池田昌史
〒102-8588 東京都千代田区千代田 2-1-1
TEL 03-5682-1232 FAX 03-5682-1232
フリーダイヤル 0120-966-831
東京都千代田区千代田 2-1-1
〒102-8588 東京都千代田区千代田 2-1-1
TEL 03-5682-1232 FAX 03-5682-1232
フリーダイヤル 0120-966-831

お問い合わせ
株式会社 エム・ソフト
0120-966-831
pmark-consul@aim-soft.co.jp

中央物流有限会社

物流であなたのニーズにお応えします。

- ・一般貨物自動車運送事業
- ・産業廃棄物収集運搬事業
- ・倉庫事業(保管・荷役)
- ・引越・移転作業等

〒208-0023
東京都武蔵村山市伊奈平2-75-3
電話:042(520)2636
FAX:042(520)2635

広告の
ソコチカラ
をみせます!

おスティング以外でも、
きつとあります。

株式会社 スマートライン
〒121-0836 東京都足立区入谷 9-12-7
tel:03-5839-8861 fax:03-5839-8862



耐熱ウィンドウフィルムで窓からエコをはじめましょう。

COOLING WINDOW FILM 上手に節電

夏は涼しく!
冬は暖かい!

魔法瓶効果で冷暖房費を大幅削減

省エネルギー効果 約19~25%	体感温度低減効果 約5~8℃	CO2削減効果 約1.8~2.5%
---------------------	-------------------	----------------------

株式会社 Bロケッツ 担当:小林
〒143-0026 東京都大田区西馬込1-1-9平井ビル1F
TEL 03-3772-8425
FAX 03-3772-8426
携帯 080-1065-4919
E-MAIL bikoji@msn.com
koji4919@docomo.ne.jp

ホームページのデザイン・制作
WEB SYSTEMの開発



PHASE

System, Produce & Management
株式会社 フェイズ

当社ではお客様のニーズに合わせたホームページを制作致します。お気軽にお問い合わせ下さい。

ホームページデザイン + システム制作
社内LANやサーバー構築などのイントラネット環境整備・設置

info@phase.jp Tel. 03-6908-5012
http://www.phase.jp/